

1007077

森林の立木伐採には届け出を

森林の立木を無届けで伐採した場合は、森林法違反となり、伐採の中止や造林を命じることがあります。

届け出が必要な森林	地域森林計画の対象となっている森林
届け出者	森林所有者（伐採業者など）
届け出期限	伐採の90日～30日前まで
届け出書類	伐採及び伐採後の造林の届出書
問い合わせ	農林課森林整備係☎内線5013

10月18日(月)～24日(日)	行政相談週間
10月2日（土）から県最低賃金は時間額865円に改正	県最低賃金が

「困ったらひとりで悩まず行政相談」	雇用トラブルなどをサポート
総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどをています。	解雇や雇い止め、パワハラなど労働者個人と事業主の労働条件などに関するトラブル（個別の労使紛争）解決のサポートをします。

10月2日（土）から県最低賃金は時間額865円に改正	10月上旬から中旬にかけて、調査員が対象地域（高橋場町、上原町、栄町、白沢町高平）の一部の世帯に調査に伺いますので、回答にご協力ください。
問い合わせ	県総務部統計課人口社会係☎027・226・2406

